

社会福祉法人福田会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 福田会(以下「当法人」という)定款第八条および第二条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1)常勤役員等(常勤役員とは毎月定期的に業務執行する役員をいう。但し、管理職兼務理事は除く。)については、報酬を支給する。

(2)非常勤役員等の報酬は別表2の通り支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1)報酬については、別表第2に定める額

(2)非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しないこととするが、理事会等に出席の場合は日額10,315円を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第4条3項に準じた日とする。

(2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

(2) 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

(3) 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(4) 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの

報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1)50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2)50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月17日以降、効力を有する。

別表1(常勤役員等の報酬)

総額90万円/月を上限とする

別表2(非常勤役員等の報酬)

(1)評議員

(日額)

評議員会への出席 10,315円

上記の他、法人及び施設業務のための出勤 10,315円

(2)理事

(日額)

理事会等会議への出席 10,315円

上記の他、法人及び施設業務のための出勤 10,315円

(3)監事

(日額)

理事会等会議への出席 10,315円

監事監査への出席 20,631円

上記の他、法人及び施設業務のための出勤 10,315円

(年額) 会計監事(含む理事会への出席) 200,000円

以上